

事 務 連 絡  
平成18年5月31日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部基準審査課

食品中のジクロロボス及びナレドの試験にあたっての留意点について

農薬「ジクロロボス」については、平成17年11月29日厚生労働省告示第499号により規制の対象を「ジクロロボス及びナレド（総和をいう。）」に改めたところである。当該品目の試験にあたっては、ナレドはガスクロマトグラフ中でジクロロボスに分解するため、ジクロロボスとして定量することとし、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号、最終改正：平成18年5月26日）別添第3章個別試験法で示している「ジクロロボス及びトリクロロホン試験法」により実施されたい。

この場合、ガスクロマトグラフの操作条件等により、ナレドのジクロロボスへの分解が十分ではない場合があるが、その際にはキャリアーガスの流速を下げる、注入口温度を上げるなどナレドがジクロロボスに分解されやすい条件で試験を実施されたい。また、操作条件におけるナレドのジクロロボスへの分解の程度をナレドの標準品を用いて確認することが望ましい。